

平成24年度 第15回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年10月9日(火) 午前10時～10時45分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

今回の報告・勧告に当たり、職種別民間給与実態調査について、本年は、例年どおり5月1日から6月18日まで訪問調査を、また、その後も、7月末まで夏季賞与の調査を実施した。

以降、委員各位にあっては、8月下旬から、この民間給与実態調査の結果のほか、国の勧告、また、他の地方公共団体の勧告等の状況、県内の経済・雇用状況、職員団体や各任命権者との意見交換など、地方公務員法に規定する諸事情、諸情勢を総合的に勘案いただき、勧告・報告の内容について、検討いただいていたところ。

その結果を踏まえ、報告及び勧告案を別冊のとおりまとめたので、付議するもの。

なお、報告・勧告文の内容については、本日までに文案及び修正箇所等を確認いただいているところであり、本日は、改めて内容を確認いただくもの。

決定いただけた後は、以下のとおり鳥取県議会議長と鳥取県知事に報告・勧告の予定。

① 報告・勧告日
平成24年10月9日（火）

② 報告及び勧告の内容
別冊（案）のとおり

2 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

- ① 申請のあった職及び採用予定者数
- | | |
|-------------|------|
| 診療放射線技師 | 3名程度 |
| 臨床検査技師 | 4名程度 |
| 理学療法士 | 4名程度 |
| 作業療法士 | 2名程度 |
| 言語聴覚士 | 2名程度 |
| 医療ソーシャルワーカー | 1名程度 |

② 採用予定日
平成25年4月1日

③ 申請理由

診療放射線技師	今年度末に退職予定者（1名）があること。また、中央病院においてはMRIの増設、厚生病院においては平成24年度整備の機器（手術室内X線テレビ装置、治療計画用CT装置）稼働に伴う業務量の増加に対応するため、人員を増員するもの。
臨床検査技師	今年度末に退職予定者（1名）があること。また、中央病院においては、市立病院及び日赤病院の循環器診療の縮小に伴う患者数増加、厚生病院においては、従来医師が行っていた心臓超音波検査、血管超音波、乳腺検査を臨床検査技師が行うことによる業務量の増加に対応するため、人員を増員するもの。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	急性期を担う県立病院としては、患者の早期の機能回復、社会復帰を図るとともに、平均在院日数の短縮により新規患者の受け入れを増加させる必要があるが、現行のリハビリテーション体制においては人員配置が必ずしも十分ではないため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人員を増員し、体制強化を図ろうとするもの。
医療ソーシャルワーカー	近年、地域連携センターでの相談件数が急増しており、現在の人員で十分対応できていない状況のため、人員を増員し体制を強化しようとするもの。

④ 選定方法

病院局において採用試験を実施する。

(1) 試験内容

- ア 論文試験（公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験）
- イ 面接試験

(2) 受験資格

- ア 年齢
昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- イ 資格・免許

診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者（又は取得見込みの者）
臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者（又は取得見込みの者）
理学療法士	理学療法士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
作業療法士	作業療法士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有する者（又は取得見込みの者）
医療ソーシャル ワーカー	次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者（又は取得見込みの者） (イ) 医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャル ワーカー業務の実務経験が 3 年以上となる（見込み）の者

⑤ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、申請理由及び選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

医療ソーシャルワーカーの資格・免許はア（社会福祉士の資格を有する者（又は取得見込みの者））
かイ（医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が 3 年以上となる（見込み）の者）のいずれかとのこと。イの方は社会福祉士の資格は要しないということでしょうか。つまり、業務経験だけでよいということか。

事務局

医療ソーシャルワーカーとして勤務するために、必ずしも社会福祉士の資格が必要というわけではない。

委 員

法的な資格があるわけではないということか。

事務局

そのとおり。その点、上の欄に掲げている職と異なっている。

3 議案第 3 号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

知事から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

職員が第 13 回フィンスイミングアジア選手権大会に日本代表として出場する場合

① 職員名

倉吉家畜保健衛生所（病性鑑定室） 農林技師 増田恒幸

② 承認期間

参加日程のうち勤務を要する日（11月5日から11月9日）

③ 根拠法令

職務に専念する義務の特例に関する規則
（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

④ 承認理由

類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。

I 国際大会に参加する場合

II 国際大会の参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合

（事前合宿への参加を含む。）

申請に係る職員については、Iに該当する。職務に専念する義務の特例に関する規則に定める規定の趣旨及び過去に当委員会が承認した事例（※1）等を勘案すれば承認することが適当である。

なお、本件は、包括承認されている事由（※2）には該当しない。

※1 本件職員に係る過去の承認事例

- ・第11回アジアフィンスイミング選手権に日本代表として出場する場合（平成20年10月）
- ・第3回アジア室内競技大会（アジアインドアゲームス）2009に日本代表として出場する場合（平成21年10月）
- ・第16回世界フィンスイミング選手権に日本代表として出場する場合（平成23年6月）

※2 「国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合」等

⑤ 承認日

議決日

7 次回の人事委員会の開催

平成24年11月9日（金）午前10時から開催することとした。